

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	農村地域防災減災事業（地盤沈下対策事業）																																												
地区名	稲元地区																																												
事業箇所	弥富市字稲元、寛延																																												
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県の南西に位置し、二級河川筏川と伊勢湾に接した水田を中心とした海拔ゼロメートル以下の低平地で、排水は自然排水が不可能な状況であり、排水機場による機械排水に依存している地域である。</p> <p>地区内の排水路は、県営地盤沈下対策事業 鍋田地区の一環として、昭和 57 年度から昭和 61 年度に建設された延長約 0.8km の鋼矢板護岸水路であり、整備されてから 40 年近く経過し、腐食による減厚が進み、護岸の耐力が限界に達しつつあるため、周辺の農用地や人家等に被害を与える恐れが生じている。</p> <p>このため、腐食の進行が著しい路線の排水路を改修して排水機能を維持し、災害を未然に防止することにより、農業経営の合理化、民生の安定を図ることを目的とする。</p>																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路の機能を維持し、農地の湛水被害を防止することにより、農業経営の安定を図る。 （基準雨量：336mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p>																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	5.2 億円		■工事費 4.5 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.6 億円																																										
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 32 年度																																							
事業内容	排水路工 815m 鋼矢板護岸 697m ボックスカルバート 118m																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	本地域は、地盤沈下対策事業により整備されてから 40 年近く経過した路線を中心に腐食による減厚が進み、護岸の耐力が限界に達しつつあるため、周辺の農用地や人家等に被害を与える恐れが生じている。排水被害を未然に防止するためには、早急に排水路の更新を行い地区の排水能力を維持する必要がある。																																											
	判定	A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。	<p>【理由】</p> 既設鋼矢板の腐食調査の結果、建設後 40 年に達すると施設の安全性が損なわれる可能性が増大することより、施設の機能低下を防止する必要がある。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">5.2</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事						・排水路工		←→				事業費(億円)		5.2				
			H28	H29	H30	H31	H32																																						
工種 区分	調査・設計	←→																																											
	用地補償		←→																																										
	工事																																												
	・排水路工		←→																																										
事業費(億円)		5.2																																											
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。既存施設の老朽化や、近年の局地的な豪雨の頻度などから早期着手が望まれている。																																												

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後 年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>		